上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから影響がない又は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。なお、植物については環境省レッドリスト等に記載されているような重要な種は現在のところ確認されていない。

このほか、本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、兵庫県教育委員会との協議に基づき分布調査を完了しており、確認調査については用地取得完了後に行うこととしている。また、工事中に新たに遺構及び遺物等が発見された場合には、兵庫県教育委員会等と協議のうえ適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の通過交通を新たなバイパスに転換させることで、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第４種第１級の規格に基づきバイパス方式により２車線の道路を整備する事業及び第３種第３級の規格に基づき溝口交差点の嵩上げに伴う影響範囲を改築する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

なお、事業計画のうち、バイパス部については、平成17年３月22日付け兵庫県告示第348号で都市計画変更された阪神間都市計画道路３・３・106号溝口須丸線と法面計画、擁壁計画等を除き基本的内容は整合している。

また、改築部のルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）のほか、北寄せルート案及び南寄せルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、用地取得が必要となる面積は最も少なく、施工性に優れていること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道176号の拡幅工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員狭小及び踏切部での滞留長が短く通行車両等のすれ違いが困難であることなどにより、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたし、歩行者等の安全な通行が確保されていないことなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、三田市より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県三田市役所

○近畿地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十三日　　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　東播都市計画道路事業三・三・四百二十号二見稲美三木線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月十三日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県加古郡稲美町六分一字大池、岡字西、字タバタ及び本バタ並びに国安字辻ケ外地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十三日　　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中国地方整備局告示第六号広島圏都市計画道路事業三・四・二百五号廿日市駅通線

三　事業施行期間　自平成十八年二月三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十三日　　中国地方整備局長　丸山　隆英

その関係図面は、平成二十九年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間	後	変更前	敷地の幅員	延長	備考
原尾島市八町目二六五番六から三〇一番六まで	Ａ	二一〇・〇〇～二一〇・〇〇～一五四・六〇メートル	二三・四〇～三三・〇〇メートル	一、〇五六メートル	関係地図Ａ及びＢは、いずれも兵庫県三田市役所、兵庫県加古郡稲美町役場及び同県同郡同町国道事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。
糸崎八町目六番六から三〇一番六まで	Ｂ	二一〇・〇〇～二一一・〇〇～一五四・六〇	三三・四〇～三四・七〇	一、〇五六メートル	
	Ａ	二一〇・〇〇～二一一・〇〇～九四・五〇	三三・四〇～三四・七〇	一、〇五六メートル	
	Ｂ	二一一・〇〇～一五四・六〇	三四・七〇～三七・〇〇	四〇メートル	

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日　　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　路線名　号尾道福地町五七三番一まで

二　供用開始の区間　図面縦覧場所　山中河川国道事務所及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十三日

○近畿地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十三日　　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　東播都市計画道路事業三・三・四百二十号二見稲美三木線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月十三日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県加古郡稲美町六分一字大池、岡字西、字タバタ及び本バタ並びに国安字辻ケ外地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十三日　　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中国地方整備局告示第六号広島圏都市計画道路事業三・四・二百五号廿日市駅通線

三　事業施行期間　自平成十八年二月三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十三日　　中国地方整備局長　丸山　隆英

その関係図面は、平成二十九年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間	後	変更前	敷地の幅員	延長	備考
原尾島市八町目二六五番六から三〇一番六まで	Ａ	二一〇・〇〇～二一〇・〇〇～一五四・六〇メートル	二三・四〇～三三・〇〇メートル	一、〇五六メートル	関係地図Ａ及びＢは、いずれも兵庫県三田市役所、兵庫県加古郡稲美町役場及び同県同郡同町国道事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。
糸崎八町目六番六から三〇一番六まで	Ｂ	二一〇・〇〇～二一一・〇〇～一五四・六〇	三三・四〇～三四・七〇	一、〇五六メートル	
	Ａ	二一〇・〇〇～二一一・〇〇～九四・五〇	三三・四〇～三四・七〇	一、〇五六メートル	
	Ｂ	二一一・〇〇～一五四・六〇	三四・七〇～三七・〇〇	四〇メートル	

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日　　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　路線名　号尾道福地町五七三番一まで

二　供用開始の区間　図面縦覧場所　山中河川国道事務所及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十三日